REPORT I

迫られる日本型CSR(企業の社会的責任)の確立

社会研究部門 川村 雅彦 kawam@nli-research.co.jp

1. なぜ C S R に注目するのか?

(1)環境だけではない企業の持続可能性

これまで筆者は企業の環境経営を研究テーマにしてきた。地球環境保全のためには、製品やサービスを提供する企業が本業において環境保全に取り組むことが最も効果的であると考えたからである。地球環境保全とは地球社会の持続可能性にほかならなず、企業が持続可能でなければ実現できないからである。

しかし、国内外で相次ぐ企業の不祥事をみると、"環境だけでは企業は立ち行かない"という印象を強め、その倫理性や社会性を考えるようになった。つまり、「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility: CSR)である。いかに経済面や環境面で優れた企業であっても、重大な不正行為、法令違反、反社会的行為を犯すと、その社会的信用は失墜し、政治的・経済的・社会的な影響は計り知れない。最悪の場合、企業は消滅する。

(2) CSRは"外圧"!?

一方、欧米では長い歴史のある「社会的責任 投資」(Socially Responsible Investment: SR I)を背景に、ここ数年でCSRに関する動き が活発化している。特に、CSRの法制化や国 際規格化・標準化は急速に進展している。このような動きに呼応して、わが国でも様々な主体でCSRやSRIの議論や検討が始まっている。

特に、1990年代半ばから環境報告書を自主的に発行する企業は急増したが、最近では名称を「持続可能性報告書」や「社会・環境報告書」に変えつつある。環境報告書ネットワークの調査(参考文献)によれば、今後この傾向は加速する。その主因はCSRという"外圧"である。

具体的には、2~3年前から欧米の複数の調査評価機関からわが国の主要企業に送られてくるようになったアンケートである。その主目的はSRIファンドなどの銘柄選定のためであるが、環境面だけではなく、多岐にわたる倫理面・社会面の項目が質問されている。とにかく回答しないと海外投資家の評価が下がるという懸念もあり、多くの企業ではその対処に困惑・苦慮しているのが実状である。

このような状況は最近の一連の企業不祥事と 直接の関係はないが、企業経営の倫理性や順法 性、あるいは透明性などと根底において共通す る。それゆえ、企業の持続可能性の観点から C S R に注目せざるを得ないのである。

2. CSRとは何か?

CSR(企業の社会的責任)とは、文字どおり、社会的存在としての企業が果たすべき責任のことである。広義には経済的責任、法的責任、倫理的責任、貢献的責任、環境的責任などが含まれる。具体的には法令遵守、不正・腐敗防止、労働・雇用、人権、安全・衛生、消費者保護、地域貢献、調達基準、海外事業などの倫理面や社会面が強調されることが多い。

ただし、「社会的」であるがゆえに、地域や国の成り立ち(歴史、文化、宗教)あるいは社会経済状況によって、その社会が求めるもの、すなわち価値観や倫理観、社会正義はおのずと異なる。ここがCSRを論ずる時に留意すべき点であり、本稿の主題でもある。もちろん、結果として地域や国を越えて共通のものもあるが、これがCSRの難しさである。

3. CSRをめぐる内外の動き

(1)民間蓄積の歴史が長い米国のCSR2兆ドルを超すSRI

アメリカのCSRの特徴は、政府の直接的な関与が少なく、多様な投資・運用機関による年金基金やSRI(社会的責任投資)ファンドなどの民間レベルの歴史的な蓄積が著しいことである。アメリカのSRI資産残高は年々増加し、2001年には2兆ドルを超えた。このようなSRIの普及がCSRの説明責任を促すとともに、持続可能性報告書の存在意義を高めていると考えられる。

年金基金やSRIファンドあるいは調査評価機関では、投資先選定のために多様な社会性の評価項目が採用されている。主義主張に基づき特定事業を排除するネガティブ・スクリーニングが特徴的であり、アルコール、タバコ、ギャ

ンブル、武器、原子力、動物実験などが対象となる。他方、積極的に評価するポジティブ・スクリーニングもあり、環境保全をはじめマイノリティを意識した人権、雇用機会や労働条件、さらに役員報酬、地域社会への投資、海外事業などが一般的である。

コーポレート・ガバナンス志向

エンロン・アンダーセン事件などを受けて、 今年7月には会計不信を払拭するために「企業 改革法」が成立した。これは米国流コーポレート・ガバナンスの色彩が強いが、CSRの一環 と見なせる。例えば、 年次報告書の正確性や 内部管理体制の有効性に関するCEOやCFO の宣誓(厳罰主義) 社外役員で構成する監 査委員会の設置(監査法人の任命、内部告発の 処理など) 取締役への融資禁止などが規定 された。

同法は米国で株式公開するすべての企業が対象であり、日本企業にも適用される。そのため、わが国では国内法との二重規制や内部干渉との指摘もあるが、国内の一連の企業不祥事から倫理・法令遵守体制の見直しが強く求められているのも事実である。

(2)政府主導で進む欧州のCSR

ヨーロッパでは各国政府によるCSRの法制 化が特徴である。最近の相次ぐ年金制度改革に より、年金運用機関は運用におけるCSR方針 を開示する必要に迫られている。これは年金基 金の安定的運用を図りたいとする長期的視点か らの要請が背景にある。

英国年金法改正と英国保険協会の対応

イギリスでは改正年金法 (2000年7月施行) により、年金運用受託者 (機関投資家)には投 資銘柄選定における環境面・社会面・倫理面の 考慮と議決権行使の基本方針についての情報開 示が義務付けられた。正確に言えば、SRIが 法的に強制された訳ではなく、そのような方針があれば、受託者が投資原則ステートメントで表明すべきと規定されている。しかし、投資規制において始めてCSRが言及されたことが、この年金法改正の大きな意義である。

この年金法改正に呼応して、2001年10月に英国保険協会(ABI)は、SRIについて投資 先企業のアニュアルレポートに求める情報開示 のガイドラインを公表した。同ガイドラインは、 "企業活動に伴う社会・環境・倫理上の問題に よる短期・長期リスクを認識して適切に対応す ることが、企業価値を高める"と強調している。 これまでは投資の際の企業評価において傍流だ った非財務的要素が、重要性を増してきたので ある。

このABIによる情報開示の要点は、社会・倫理・環境の問題が企業価値に与える影響、関連するリスク管理の社内体制、取締役会の指導的役割である。CSRの内容は、人権擁護、従業員の権利、環境保護、地域貢献、サプライチェーンマネジメント、生産者責任、不正・腐敗防止となっている。UKSIF(英国社会的投資フォーラム)の調査によれば、1999年7月まではほとんどの職域年金基金はSRIを考慮していなかったが、2000年7月には投資原則ステートメントでSRIを明言したのは全体の59%(資産規模で78%)を占めている。

なお、イギリスでは2001年4月に世界で始めて"CSR担当大臣"が任命され、今年5月には「CSRに関するレポート2002」を発表した。それは大企業や多国籍企業だけでなく、中堅・中小企業にも焦点を当てたものとなっている。

ドイツ、フランスなどの動き

フランスでは2001年5月に会社法改正の一環 として「新経済規制法」が成立し、上場企業に 対して企業活動の社会的・環境的影響に関する 年次報告の作成・公開が義務付けられた。社会的報告には、労働・雇用、報酬、機会均等、教育訓練、安全・衛生、地域貢献などがある。特に強調されているのは地域の雇用確保と活性化であるが、さらに子会社と同様にサブコントラクティングへの配慮も求めている。フランスでも本年5月にCSR担当大臣が就任した。

ドイツでも年金破綻防止を目的として、年金制度改正が2001年7月に連邦議会で成立した。 年金の運用者は、基金の投資運用に当たって倫理面、社会面、環境面への配慮の程度について報告書を公表することが義務化された。デンマークやベルギーなどでも同様の動きがある。

EUの動き

欧州委員会でも加盟国でまちまちなCSRの考え方を統一するため、2001年7月にグリーンペーパー366「CSRに関する欧州フレームワーク」を公表した。今年7月には「CSR政策に関する欧州委員会報告」を発表し、あらゆるEU政策にCSRを組み込むことを表明するとともに、CSRに関する情報公開や監査などの課題と基本方針を示した。概要は以下のとおり。

ステークホルダーへの対応(投資家に対する評価機関の評価法や年金運用の開示、消費者に対する倫理・社会・環境情報の提供、欧州議会のCSRフォーラム創設、トリプルボトムライン報告の推奨) 基本原則(CSRの自主性・信頼性・透明性、経済的・社会的・環境的問題および消費者利益のバランス、中小企業の取組、国際合意との協調) 戦略領域(途上国でのCSRとビジネスの重要性、CSR経験の企業間共有、CSRマネジメントスキルの向上、中小企業のCSR育成、CSRのEU政策への組み込み:雇用、環境、消費者、公的調達、貿易、公的機関)

トリプルボトムライン

GRI (Global Reporting Initiative) が提唱する企業の持続可能性報告における基本概念。持続可能な発展には、経済的繁栄・環境の質・社会的公正の3側面のパランスのとれた企業経営が不可欠とする考え方。

(3)初歩的段階にある日本のCSR

多様な主体によるCSRの模索

わが国におけるCSRの認識は、1999年に発売されたエコファンド(環境に特化したSRIファンド)から始まった。現在わが国で販売されるSRIファンドは、エコファンドを中心に9本あるが、まだ数も少なくファンドの存在自体に意味がある。欧米に比べると歴史が浅く初歩的段階ではあるが、今後、明確なCSR基準による投資信託商品がでてくることが予想される。

一方、エコファンドの登場と前後して、本邦企業に対する欧米の調査評価機関からのCSRアンケート攻勢が始まっている。環境対応では何とか軌道に乗り始めた日本企業ではあるが、これまでCSRやその情報開示の発想がなかったために、アンケートへの回答にはかなり苦慮している。しかし、日本の企業風土になじまない欧米型の倫理観や社会正義に基づく質問に対しては疑問を呈しており、最近ではみずから日本型のCSRを模索し始めた企業群もでてきた。

こうした中で、倫理法令遵守マネジメントシステム規格「ECS2000」が日本から提案されたことは注目に値する。1999年に麗澤大学の高教授グループが開発したもので、ISOと同様にPlan - Do - Check - Actionのマネジメントサイクルを基本としつつも、遵守すべき具体的事項の公表、経営幹部による不正防止手順の確立、役職員に対する法令遵守の定期的意識調査を提案している。これを基にした企業評価フレームワーク「R-BEC001」には、CSRに対する経営姿勢、倫理方針、実施計画・社内体制、法令遵守違反のリスク管理体制などの項目がある。

評価機関も登場してきた。わが国へのエコファンド導入に尽力した独立系の(株)グッドバンカーに続き、(株)インテグレックスは倫理法令遵守ファンドの立ち上げを目指している。また、NPO法人環境経営学会(2000年設立)の内部組織である「環境経営格付機構」は、本邦企業約100社を対象とする倫理性や社会性を含む環境格付を実施中であり、年内には結果が公表される。

国内の年金基金も議決権行使へ

CalpersやTIAA-CREFなどの米国の年金基金は「物言う株主」として有名であるが、わが国の企業へも影響力を発揮し始めた。米国流のコーポレート・ガバナンスを機能させ株主利益の最大化のために、監査役選任や役員退職慰労金などについて意見表明(反対)している。

このような株主行動に触発されて、国内の年金 基金も議決権行使に動き始めている。厚生年金基 金連合会は「議決権行使に関する実務ガイドライ ン」において、受託者責任として運用機関に積極 的な議決権行使を求め、その報告義務を明記した。 地方公務員共済組合連合会も「基金運用指針」に "株主議決権は行使する"と明記し、株主への利 益配分や取締役会の構成など投資先企業に関する チェック項目を盛り込んでいる。

議決権行使ではないが、機関投資家がその資産運用に当たって、環境面や社会面から投資先を選定する動きもある。2000年12月から(社)東京都教職員互助会は、特定金銭信託として自主運営のファンドを教育、環境、女性の視点から銘柄を選定し運用している。連合は1999年2月にまとめた「環境指針」に"エコファンドへの投資を検討する"と明記した。

産業界や行政における新しい動き

日本経団連の傘下にある海外事業活動関連協 議会(CBCC)では、多国籍企業の行動規範 制定や企業行動評価の高まりを背景に、わが国のCSR対応について検討している。2001年12月に多国籍企業に求められる社会的責任に関する研究会を設置し、今年5月にはその成果として「企業の社会的責任(CSR)に関する国際基準・規格の現状と今後の対応について」を公表した。同レポートでは、CSRを「社会が企業に対して抱く、倫理的、法律的、商業的、かつ公共的な期待に応え、あるいはそれを上回る方法で事業を展開していくこと」と定義している。

他方、内閣府の国民生活審議会消費者政策部会では、消費者契約法(2001年4月施行)を受けて、今年4月に消費者の信頼獲得に向け「企業の自主行動基準指針」を策定した。その基本的な考え方は以下の2点である。 企業・業界団体における自主行動基準の策定を促進することにより、包括ルールである消費者契約法の具体化と法令への上乗せを図る、 コンプライアンス経営の促進により、法令基準と自主行動基準に基づいた企業の消費者対応の実効性確保を図る。

(4)急速に進展するCSRの規格化・標準化 わが国では品質や環境のISOの影響が大きい が、世界的には企業の持続可能性や社会的責任に 関する国際規格化・標準化の動きがここ数年で活

図表 - 1 CSRに関する国際規格化・標準化の動向(マネジメントシステム規格系)

	1	
名 称	特徴	発 行 主 体
I S O C R M S S	CSRシステム規格	ISO消費者政策委員会
SIGMA	持続可能性マネジメントシステム	英国規格協会(BSI)
S A 8 0 0 0	労働中心のC S Rシステム規格	社会的説明責任インターナショナル
E C S 2 0 0 0	倫理法令遵守システム規格	麗澤大学企業倫理研究プロジェクト
OHSAS18001	労働安全衛生システム規格	ILO、ISOなど
OHSMS	労働安全衛生システム規格	日本環境認証機構(JACO)

(行動規範・ガイドライン系)

名 称	特 徵	発 行 主 体
持続可能性報告ガイドライン	経済・環境・社会の情報開示項目	GRI 1
多国籍企業ガイドライン	多国籍企業の行動原則	OECD
市場を通じた持続可能性	成功のための7つの鍵	WBCSD 2
グローバル・コンパクト	人権・労働・環境のCSR9原則	国際連合(アナン事務総長)
レシポンシブル・ケア	化学業界中心の行動・報告原則	国際レスポンシブル・ケア協議会
SRI情報開示ガイドライン	機関投資家の求める情報開示項目	英国保険協会(ABI)

(1) Global Reporting Initiative (前出コラム参照) (2) 持続可能な発展のための世界経済人会議

(資料)ニッセイ基礎研究所にて作成(詳細は参考文献 、 参照)

発となってきた。図表 - 1 は、CSRに関する代表的なマネジメントシステム規格と行動規範・ガイドラインの概要を示したものである。

マネジメントシステム規格系に共通する特徴は、 従業員の安全衛生を含む労働環境規定、外部コミュニケーションの重視、 信頼性確保のための第三者認証である。行動規範・ガイドライン系では、企業理念・経営方針の具体化、システム管理体制の確立、事業活動の定期的報告、報告内容の検証などが共通の基本構成である。

このようなCSRの国際規格化・標準化の動きは、企業行動に対する世界的な危機感の表れである。ただし、やや乱立気味であるため、それぞれの特徴を理解しつつ共存性や統合化の動向を見守ることが必要である。その際には、自らの企業経営に相応しいものを選択するという姿勢も大事である。

4. 国や地域で異なる CSR

CSR(企業の社会的責任)の内容をみると、 国や地域の歴史・文化・宗教の違いにより、そ の優先順位や最終的に目指すものが異なること がわかる。地域別の特徴は以下のとおりである。

米国では、建国精神に基づいた自由や人権擁護・差別撤廃を重視する。歴史的にキリスト教的宗教観に基づき特定事業を忌避する傾向が強い。1990年代後半から急増したSRIの資産残高は2兆ドルを超えているが、投資的観点からはCSRに伴う企業の経営リスクへの関心が高い。

欧州では、従来から企業と従業員の関係を重視してきたが、EU成立により「社会的結合」を強調する。国際競争が激化するなかで、域内の不安定要因(再開発や失業の偏在)を排除する必要があり、これをCSRとして求めている。各国の年金法改正などはこれを促進するものである。

日本では、1999年のエコファンド発売を契機に

SRIが認識されだした。当初は環境特化型であったが、次第に消費者対応、雇用、社会貢献などの視点が追加された。CSRとしては環境問題への対応から始まり、最近では法令遵守、労働安全衛生、消費者保護などへ広がりをみせている。

なお、アジア・オセアニアではCSRを取り 上げる組織は少ない。そのなかで、香港に拠点 を置くASrIAはアジアにおけるSRIファンド の立ち上げをリードし、オーストラリアのEIA は米国型の倫理的投資の普及を図っている。

5.日本企業のCSR認識の現状

環境報告書ネットワーク(NER)は今年9月に「持続可能性報告のあり方(CSRの視点から)」と題する研究報告書(参考文献)を公表した。そのなかで環境報告書を発行する日本企業を対象とするアンケート結果に基づき、CSRに関する日本企業の現状を分析している。

このアンケートでは、GRI持続可能性報告 ガイドラインにある約60の社会性項目の記載に ついて、「必要である」「望ましい」「不要であ る」「わからない」の選択肢を設定している (図表 - 2)

DI値を示す図表2を鳥瞰図的に見ると、左側の〔従業員(労働と人権)〕については+20~+30を中心に+が多いものの、-も少なくはなく「雇用創出」や「リストラ情報」「児童労働」では-20前後となっている。

この持続可能性報告における社会性項目の記

載必要性の濃淡から、現時点での日本企業のC SRに対する認識として、次の3つの仮説を導 くことができる。

CSRとして認識が高いのは、外部ステークホルダー対応(特に、消費者配慮や地域社会 貢献)である。これは現状追認型ないし実行可 能型である。逆に、内部ステークホルダーであ る従業員対応(特に、雇用創出、児童労働)の 認識は低い。

図表 - 2 日本企業の考えるGRIガイドライン 社会性項目の必要性

【従業員関連】			【顧客 (消費者) 関連】		
(1)雇用・労働	(- DI)	(+ DI)		(- DI)	(+ DI)
従業員構成		18	顧客の健康・安全方針		59
地域別雇用創出	-25		法令違反件数		46
社会保障規定		6	健康・安全の苦情件数		45
(2)労使関係	'		(16) 製品・サービスのラベリン	グ	
労組加入率など	-9		社会・環境の製品ラベル		60
リストラなどの情報	-18		製品情報・ラベリング方針		59
外部団体加入		5	ラベリング違反件数		51
従業員の経営参画	-8		(17) 広告		
(3)健康・安全	'		社会・環境の広告遵法		36
労働災害・疾病の記録		45	社会・環境の広告方針		37
健康安全委員会		39	広告規制の違反件数		20
労働衛生のILO遵守		30	(18) 顧客プライバシーの尊重		
I L O準拠のAIDS方針		8	プライバシー苦情件数		28
(4)教育研修			顧客データ流出防止方針		36
職種別年間研修時間		15	顧客満足のための方針		43
キャリア終了対応		11	【サプライチェーン関連】		
技術維持や生涯学習		26	(14) 一般消費者/取引先の評価		
雇用機会や待遇均等		30	業者の人権擁護評価		13
(5)機会均等			【地域貢献関連】		
機会均等監視		34	(13)地域住民の権利		
管理職などの男女比率		3	地域の苦情申立組織		32
(6)戦略・マネジメント			地域住民人権の原則		22
業務上の人権擁護		27	地域還元の収益配分	-3	
人権関連法令遵守		27	(23)企業市民		
業者選定時の人権考慮	-2		地域プロジェクト参画		64
人権擁護の従業員研修		23	社会・倫理・環境の受賞		64
(7)差別禁止			(24)地域社会		
グローバルな差別禁止		28	地域社会への影響		64
(8) 結社の自由・団体交渉			地域ステークホルダーとの対話		59
結社の自由	-1		【企業倫理関連】		
(9)児童労働			(19)贈収賄·不正		
児童労働禁止方針	-5		贈収賄·不正防止		35
職務別児童従業員数	-23		(20) 政治献金		
平均労働・就学時間	-21		政党への資金提供・金額	-9	
(10)強制労働			政治献金管理方針	-8	
強制労働防止方針		1	(21)公益政策		
(11)懲戒慣行			国や国際的組織加入状況		41
上訴慣行	-1		(22)競争·価格設定		
苦情申し立て制度		0	独禁法に関する判決		20
(12) セキュリティ慣行			反競争行為防止方針		24
保安要員の人権研修		5			

注) DI = 「必要である」×1.0 + 「望ましい」×0.5 - 「不要である」×1.0 DIは相対値を示し、+DIが高いほど必要性が高くなる。網掛けはDIが+50以上を示す。

(資料)環境報告書ネットワーク(NER)「持続可能性報告のあり方(CSRの観点から)」 2002年9月 CSRとして「必要」または「不要」が過 半数を占める項目はなく、全般的に「望ましい」 や「わからない」が多い。明確に肯定も否定も せず、判断しかねている状況がうかがえる。

ただし、苦慮しつつも可能なものから情報 開示を始めており、CSRに対するこれまでの "無視や困惑"から"検討"の段階に入ったと も考えられる。

6. CSRが求められる背景

(1)地球社会の持続可能性

最近になって、なぜ世界的にCSRが強く求められるようになったのであろうか。企業がその社会的責任を果たすことは、企業自身だけではなくステークホルダーや地域社会の持続可能性を向上させるためである。そして、それが世界の国・地域間の均衡ある発展を促進し、地球社会全体の持続的な繁栄につながるからである。

より具体的にいえば、次のような状況があげられる。 消費者の企業評価の視点が変化し、製品やサービスの価格や品質に加えて、企業経営における環境保全ならびに社会的公正を求めている。

投資家もSRIを通じて、資金運用の際に企業の収益性だけでなく倫理性、社会性、環境性も評価するようになってきた。 欧州を中心にCSRやSRIを普及・促進させるための法制化が活発になってきた。 ビジネスのグローバル化に伴い、特定文化圏の価値観の強要や国際間・地域間の貧富の差の拡大が懸念される。

(2) グローカリゼーションの考え方

CSRが求められる背景を一言でいうと、「グローカリゼーション」。これは"ローカルを確立・尊重しつつ、グローバルに連携・組織化する"という意味である。CSRでは企業の倫理性とともに消費者や投資家への対応は重要であるが、その背景として最も根底にあるのは、

上記 の「特定文化圏の価値観の強要や国際間 の貧富の差の拡大」ではないだろうか。

日本国内ではピンとこないかもしれないが、 最近の反グローバリズムや昨年の9・11の背景 として共通のものを感じざるをえない。それゆ え、特に海外展開を行う大企業においては、グ ローカリゼーションを踏まえた経営理念や企業 行動が必要である。

7. 求められるわが国独自のCSR概念

(1)一連の企業不祥事をどうみるか?

かつて企業の不祥事と言えば、反社会的勢力への利益・便宜供与や政治家のからむ贈収賄が多く、経営幹部と「外部」が癒着した不正行為が中心であった。これに対して、最近相次いで発覚した不祥事は問題の根が異なる。

図表 - 3 は、一昨年以降わが国で表面化した 一連の企業不祥事を業界別に列挙したものあ る。これらは、"ふとどきな社員"がたまたま 起こした事件ではなく、むしろ"まじめな社員" が会社のために事業現場で意図的に行った不 正・違法行為である。つまり、企業の本業にお いて「内部」が蝕まれているのである。さらに 深刻なことは、それに対する経営トップの認識 の甘さと対処の不徹底である。

業界慣行や行政の姿勢に問題なしとはしないが、日本企業の経営風土に由来する構造的な問題が露呈したとみるべきであろう。

図表 - 3 わが国における最近の企業不祥事

業界	不正行為、法令違反、反社会的行為
食品	食中毒、偽装表示、無認可添加物
医 薬 品	薬害
電機	水増し請求
自動車	リコール隠し
建設	手抜き工事、談合
エネルギー	臨界事故、トラブル隠し
通信	個人情報漏洩
流通	偽装表示
医療	医療ミス、診断書改竄・虚偽記載
商社	不正取引・貿易、不正入札
コンサル	不正入札
レジャー	工業用水飲料、過剰花火打ち上げ
金融	損失補填、不良債権隠蔽、不正取引

(資料)ニッセイ基礎研究所にて作成

(2)日本型経営の建て直し

わが国の企業にとって、CSRは"外圧"であった。欧米の調査評価機関が企業評価のために情報開示を求めるのは、自らの信念や価値観が確立しているからである。それを受ける日本企業も自分の軸足が確固としていれば、反発することも困惑することもなく、むしろ堂々と主張すればいいのである。

環境問題に関しては、日本企業はISO14001 の認証を取得し社内体制を整えて対応できるようになったが、社会的側面については多岐にわたる分野を統括的に対処できる部署がない。社会的事項の系統だったデータが社内に整備されてないだけではなく、そもそも欧米から求められるような社会的事項の情報を対外的に開示するという発想自体がこれまでなかったのである。

また、頻発する国内外での企業の不祥事を背景に、企業への信頼感の維持や確保のために、環境的側面だけでなく社会的側面についても、可能な範囲で情報発信しようという動きもみられる。しかし、本来、「情報開示ありき」ではない。まず、企業の社会的責任と持続可能性の認識に基づく明確な経営理念があり、次に行動があり、そしてその結果を公表するのが筋道である。

このことから、日本型の企業経営の建て直しには、次のような新たな視点がぜひ必要と考えられる。一つは不正行為はしないというトップによる断固たる対外的な決意表明(コミットメント)である。次いで、それを実現するためにトップ直轄のCSR統括部の設置と担当役員の任命である。むろん、その実効性を担保するための第三者の視点は不可欠である。

(3) 求められる日本型 CSRの基本軸

欧米から求められるままに情報開示すればよ いというものではない。わが国の社会的風土に 適合しつつも、独善ではない新しい考え方を具 体化する方策を検討する必要がある。その際に 大事なことは、あるべき姿(ビジョン)を曖昧 にしないことである。わが国の企業が困惑・苦 慮しているのは、CSRの核となるものが不明 確であることが根本原因ではないだろうか。

既に述べたように、CSRでは倫理・法令遵守だけでなく、内部ステークホルダーたる従業員の雇用・労働・人権についても自らの考え方を明確に表明する必要がある。欧米ではマイノリティや多様性また役員報酬、経営参画が主要な問題となるが、わが国では少子高齢化への対応が重要である。特に、海外事業との関係では、現地での児童労働や強制労働が問題になるが、日本国内と海外事業所での操業を混同してはならない。

欧米では長い歴史のあるSRIであるが、その基準となるCSRは国や地域によって大きく 異なる。世界的に共通のものもあるが、欧米の 価値観をそのままわが国に導入することはでき ない。わが国のCSRの普及には、わが国独自 のCSRの基本軸が確立されねばならない。実 際にいくつかの試みが始まっており、その発展 に期待したい。

(参考文献)

環境報告書ネットワーク (NER)「持続可能性報告のあり方(CSRの観点から)」2002年9月

エイミー・ドミニ 「社会的責任投資~投資の仕方で社会を変える」(山本利明訳) 木鐸社2002年9月

海外事業活動関連協議会 (CBCC)「企業の社会的責任 (CSR)に関する国際基準・規格の現状と今後の対応に ついて」2002年5月

川村雅彦「社会的責任投資(SRI)のすすめ」ニッセイ基礎研レポート2002年1月